

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の概要
(令和3年3月31日時点)

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表しています。
- 本調査は、令和2年度決算における、次の法人を対象に調査したものです。

- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人
- ※①と②の法人は重複する場合があります。

- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。

※「第三セクター等」：第三セクター及び地方三公社

※「第三セクター」：地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人

※「地方三公社」：地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

調査結果の概要

1. 調査対象法人数

- 令和2年度決算における調査対象となる法人数は、1,126 法人（前年度比 14 法人の増）となっており、内訳は、第三セクターが 687 法人（同 19 法人の増）、地方三公社が 439 法人（同 5 法人の減）となっています。

法人分類	調査対象								
	①			②			合計 (①、②の重複を除く。)		
	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減
第三セクター	558	564	6	187	212	25	668	687	19
社団・財団法人	255	257	2	16	20	4	263	264	1
会社法人	303	307	4	171	192	21	405	423	18
地方三公社	443	438	▲5	37	36	▲1	444	439	▲5
地方住宅供給公社	25	26	1	6	6	0	25	26	1
地方道路公社	26	26	0	2	2	0	26	26	0
土地開発公社	392	386	▲6	29	28	▲1	393	387	▲6
合計	1,001	1,002	1	224	248	24	1,112	1,126	14

2. 調査結果

(1) 経営健全化方針の策定を要する法人数

- 調査対象法人 1,126 法人のうちⅠ債務超過の法人は 248 法人、Ⅱ(1)事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は 8 法人、Ⅱ(2)土地開発公社 387 法人のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は 17 法人となっています。

また、Ⅲ当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は 47 法人となっています。

法人分類	調査対象		経営健全化方針策定要件該当状況									
	法人数	構成比	Ⅰ 債務超過法人		Ⅱ(1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人		Ⅱ(2) 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社		Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人		合計 (Ⅰ～Ⅲの重複を除く。)	
			法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
第三セクター	687	(61.0%)	218	(87.9%)	2	(25.0%)	0	(0.0%)	14	(29.8%)	233	(77.2%)
社団・財団法人	264	(23.4%)	20	(8.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	12	(25.5%)	32	(10.6%)
会社法人	423	(37.6%)	198	(79.8%)	2	(25.0%)	0	(0.0%)	2	(4.3%)	201	(66.6%)
地方三公社	439	(39.0%)	30	(12.1%)	6	(75.0%)	17	(100.0%)	33	(70.2%)	69	(22.8%)
地方住宅供給公社	26	(2.3%)	6	(2.4%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	6	(2.0%)
地方道路公社	26	(2.3%)	2	(0.8%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	3	(6.4%)	5	(1.7%)
土地開発公社	387	(34.4%)	22	(8.9%)	6	(75.0%)	17	(100.0%)	30	(63.8%)	58	(19.2%)
合計	1,126	(100.0%)	248	(100.0%)	8	(100.0%)	17	(100.0%)	47	(100.0%)	302	(100.0%)
全体比	1,126	(100.0%)	248	(22.0%)	8	(0.7%)	17	(1.5%)	47	(4.2%)	302	(26.8%)

(※1) (損失補償・債務保証付き債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準……道府県 3.75% (東京都 5.63%)、市区町村 11.25~15.00%

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいて法人1件として計上している。

注2：図中Ⅰ～Ⅲは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がⅠ～Ⅲの複数に該当する場合、Ⅰ～Ⅲそれぞれに1件として計上している。

〈今年度調査結果と昨年度との比較〉

法人分類	経営健全化方針策定要件該当状況														
	Ⅰ 債務超過法人			Ⅱ(1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人			Ⅱ(2) 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			合計 (Ⅰ～Ⅲの重複を除く。)		
	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減	R1 法人数	R2 法人数	法人数の 増減
第三セクター	191	218	27	2	2	0	0	0	0	14	14	0	206	233	27
社団・財団法人	16	20	4	0	0	0	0	0	0	12	12	0	28	32	4
会社法人	175	198	23	2	2	0	0	0	0	2	2	0	178	201	23
地方三公社	31	30	▲1	6	6	0	25	17	▲8	31	33	2	69	69	0
地方住宅供給公社	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
地方道路公社	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	5	5	0
土地開発公社	23	22	▲1	6	6	0	25	17	▲8	28	30	2	58	58	0
合計	222	248	26	8	8	0	25	17	▲8	45	47	2	275	302	27

(※1) (損失補償・債務保証付き債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準……道府県 3.75% (東京都 5.63%)、市区町村 11.25~15.00%

注1: 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいて法人1件として計上している。

注2: 國中Ⅰ～Ⅲは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がⅠ～Ⅲの複数に該当する場合、Ⅰ～Ⅲそれぞれに1件として計上している。

(2) 経営健全化方針の策定を要する団体数

- (1)のⅠからⅢの各要件に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

- 経営健全化方針の策定を要する団体数は次のとおりです。

Ⅰ 債務超過の法人：268 団体

Ⅱ(1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人：8 団体

Ⅱ(2) 土地開発公社のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社：17 団体

Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人：51 団体

以上の合計(ⅠからⅢの重複を除く)は、延べ326団体(前年度比31団体の増(新規対象団体81、対象外となった団体50))となっています。

法人分類	調査対象		経営健全化方針策定要件該当状況												
			I 債務超過法人		II (1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人		II (2) 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			合計 (I～IIIの重複を除く。)		
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数
第三セクター	780	(62.8%)	238	(88.8%)	2	(25.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	14	(27.5%)	253	(77.6%)	
社団・財団法人	308	(24.8%)	34	(12.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	12	(23.5%)	46	(14.1%)	
会社法法人	472	(38.0%)	204	(76.1%)	2	(25.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(3.9%)	207	(63.5%)	
地方三公社	463	(37.2%)	30	(11.2%)	6	(75.0%)	17	(100.0%)	37	(72.5%)	73	(22.4%)			
地方住宅供給公社	30	(2.4%)	6	(2.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	6	(1.8%)	
地方道路公社	30	(2.4%)	2	(0.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	7	(13.7%)	9	(2.8%)	
土地開発公社	403	(32.4%)	22	(8.2%)	6	(75.0%)	17	(100.0%)	30	(58.8%)	58	(17.8%)			
合計	1,243	(100.0%)	268	(100.0%)	8	(100.0%)	17	(100.0%)	51	(100.0%)	326	(100.0%)			
全体比	1,243	(100.0%)	268	(21.6%)	8	(0.6%)	17	(1.4%)	51	(4.1%)	326	(26.2%)			

(※1) (損失補償・債務保証付き債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準……道府県 3.75% (東京都 5.63%)、市区町村 11.25~15.00%

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、関係を有する地方公共団体ごとに1団体として計上している。

注2：同一地方公共団体が複数の法人に対して、財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上している。

〈今年度調査結果と昨年度との比較〉

法人分類	経営健全化方針策定要件該当状況														
	I 債務超過法人			II (1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人			II (2) 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			合計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R1 団体数	R2 団体数	団体数の 増減	R1 団体数	R2 団体数	団体数の 増減	R1 団体数	R2 団体数	団体数の 増減	R1 団体数	R2 団体数	団体数の 増減	R1 団体数	R2 団体数	団体数の 増減
第三セクター	207	238	31	2	2	0	0	0	0	14	14	0	222	253	31
社団・財団法人	29	34	5	0	0	0	0	0	0	12	12	0	41	46	5
会社法法人	178	204	26	2	2	0	0	0	0	2	2	0	181	207	26
地方三公社	31	30	▲1	6	6	0	25	17	▲8	35	37	2	73	73	0
地方住宅供給公社	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
地方道路公社	2	2	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	9	9	0
土地開発公社	23	22	▲1	6	6	0	25	17	▲8	28	30	2	58	58	0
合計	238	268	30	8	8	0	25	17	▲8	49	51	2	295	326	31

(※1) (損失補償・債務保証付き債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準……道府県 3.75% (東京都 5.63%)、市区町村 11.25~15.00%

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、重複して計上している。

注2：図中I～IIIは、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数のに該当する場合、I～IIIそれぞれに1件として計上している。